

事業者(給与支払者) 様

木曾岬町役場 税務課

個人住民税の特別徴収(給与天引き)についてのお願い

平素より、木曾岬町の税務行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、今年も給与支払報告書の提出をお願いする時期となりました。

三重県内全市町では、法定要件に該当する事業者の皆さまに個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として、事業者の皆さまに徴収をしていただいた上で、課税した市町に納入していただくことが必要です。(事業者や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません)。【地方税法 第321条の4、木曾岬町税条例 第45条】

また、パート・アルバイト・期間付雇用の従業員等も原則、特別徴収となります。ただし、次の①又は②に該当する従業員の分につきましては、給与支払報告書と併せて「個人住民税普通徴収への切替理由書」を提出することにより普通徴収とすることができます。

- ① 「個人住民税普通徴収への切替理由書」の理由 a~d に該当する場合
 - a 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
 - b 給与が支給されない月がある
 - c 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
 - d 退職予定者(5月未までに退職予定者の者)
- ② 前年中に退職した者(仕切り紙 退職者用)

なお、特別徴収・普通徴収の区別の記載がない場合は、全て特別徴収扱いとさせていただきます。

特別徴収の事務

- 特別徴収は、給与の支払者が毎月の給与を支払う際に、その人の給与から税金を天引きしていただく制度です。(6月から翌年5月までの12回払いです)
- 給与所得者の個人住民税は、毎年5月に特別徴収税額決定通知書により個人別に通知されます。この税額を給与から天引きし、その合計額を翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただきます。(所得税のように税額計算や年末調整をしていただく手間はかかりません)

納期の特例について

- 従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。(納期の特例制度)

退職や休職等により、従業員に異動があった場合の手続き

- 事由が発生した日の翌月10日までに事業者が従業員の方がお住いの市町村に「異動届」を提出する必要があります。提出を忘れずと従業員の方への課税の切替が遅れますので、ご注意ください。
様式については、三重県内全市町村共通様式ですので、他市町に提出する場合も宛先を訂正して、ご使用いただけます。

外国人労働者を雇用している事業者様へ

外国人等の従業員が退職し、帰国（出国）される場合

- ① 納税管理人の届出 及び
- ② 個人住民税(特別徴収税額)の一括徴収
をお願いします！

●納税管理人について

納税管理人とは、納税義務者の代わりに納税通知書の收受及び税金の納付等の手続きを代理で管理してもらう人です。

住民税の納税義務者である外国人等の従業員の方が帰国(出国)し、納税通知書等の書類の受け取りや納税に支障がある場合には、帰国(出国)前に納税管理人の選定が必要です。【地方税法第300条】

つきましては、従業員の方が帰国(出国)される際は、納税管理人を届け出るようお伝えいただきますようお願いいたします。

※納税管理人は、事業者がなることもできます。

また、納税管理人が滞納処分を受けることはありません。

●退職・帰国(出国)する時の対応について

退職・帰国(出国)の時期	対応していただくこと
1月～5月	現年度の未徴収税額を必ず最終の給与から一括徴収してください。※ 新年度の個人住民税は、1月1日に木曾岬町に住所があった場合、帰国(出国)したとしても課税されます。納税管理人の届出、または、あらかじめご自身で納税する必要があります。新年度の課税額については、木曾岬町役場税務課にお問い合わせいただければ試算額をお伝えします。
6月～12月	現年度の未徴収税額を可能な限り、最終の給与から一括徴収してください。※ 新年度の個人住民税は課税されません。

※未徴収税額が給与を上回る等の理由により一括徴収が出来ない場合は、本人納付となります。未納のまま出国する際は、納税管理人の届出をお願いします。

木曾岬町役場 税務課
三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地
電話 0567-68-6102
FAX 0567-68-3792